

■ 臨時福祉給付金の申請は お済みですか？

臨時福祉給付金の申請は7月7日（月）から12月26日（金）までです。申請期間を過ぎると、受付ができない場合がありますので、早目にお手続きください。

なお、現在審査が遅れている状態です。ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

申請書を出す前にもう一度、確認してください！

1. 世帯全員の申請をしていますか？	→	申請は平成26年1月1日時点の住民票上の世帯ごとに行います。現在一緒に暮らしていなくても、その時点で同じ世帯の場合は同じ申請書で申請してください。
2. 必要書類を添付していますか？	→	申請書に名前を記入した方全員の本人確認書類が必要です。また、振込みを希望される金融機関口座の通帳コピーも必要です。
3. 加算措置欄の記入は間違いありませんか？	→	加算措置対象番号一覧に該当される方は15,000円の支給となります。ご自身に該当するものがないか、ご確認ください。

〈申請書様式〉

1. 申請・受給者

		記入日	平成	年	月	日
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現在住んでいる所			
	男・女	明・大・昭・平 年 月 日	電話 ()			
※ 裏面の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金を申請します。			住所(平成26年1月1日時点の住民票所在地)			
			浪江町大字			

加算措置

加算の有無	対象番号
有・無	

(加算措置対象番号一覧)

①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等(注1)	②児童扶養手当	③特別児童扶養手当
④障害児福祉手当	⑤特別障害者手当	⑥経過的福祉手当
⑦原爆被爆者諸手当(注2)	⑧毒ガス障害者対策手当(注3)	⑨ガス障害者対策手当(注3)
⑩予防接種法に基づく健康被害救済給付金(注4)	⑪新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金(注4)	
⑫医薬品副作用被害救済制度の副作用救済給付又は生物由来製品感染等被害救済制度の感染救済給付(注4)		

申請者の方のみご記入ください。
ご家族の方は、2.支給対象者欄へご記入ください。

◎年金は基礎部分を受給していることが条件です。

(厚生年金部分だけの受給は加算措置対象外です)

お願い：平成26年3月1日時点で65歳未満であり、「基礎年金を受給している」方は年金改定通知書の写しを添付してください。

◎加算措置対象となるのは、**児童扶養手当**または**特別児童扶養手当**受給者です。

お願い：上記に該当する方は証明書と通帳の写し(1月分手当)を添付してください。